

2010年(平成22年)9月13日

株式会社 大栄総合教育システム
代表取締役 佐藤八壽夫 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水



〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL: 078-361-7234

FAX: 078-361-7228

URL: <http://hyogocnet.com>

[連絡先]

かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL: 078-361-9494

FAX: 078-361-9493

再 申 入 書

当NPO法人から貴社に対して、本年7月27日付で、貴社の解約条項について、再申し入れをいたしましたところ、貴社より本年8月25日付の回答書を受けました。

貴社の回答書は、改定規約の周知措置として、ホームページ上に改定規約を掲載することと改定規約を記載した受講申込書を早急に印刷手配する旨が、簡単に記載されているにすぎません。

貴社のホームページを確認いたしました。貴社の改定規約が掲載されていることは確認できませんでした。当NPO法人が求めていたのは、改定規約の内容およびその遡及適用について、貴社のホームページ上にわかりやすく明記して掲載されるほか、この間の受講申込者を含めた受講生全員に対して、改定規約の内容およびその遡及適用について明記したうえでEメールもしくはメールアドレス不明者には書面を郵送される措置をとられることであり、貴社のご対応は、いずれにせよ当NPO法人の申し入れを正面から受け止められたものとは到底言い難いと考えます。

また、改定規約を記載した受講申込書を早急に印刷手配されるとのことですが、当NPO法人は貴社に対してすでに本年4月19日付「申入書」により規約の問題点に関する申し入れを行っており、それから4ヶ月以上も経過しているにもかかわらず、貴社が未だに

改訂規約を記載した書面を使用されていないのだとすれば、当NPO法人の申し入れに対してその場しのぎの極めて不誠実な対応に終始されていると言わざるを得ません。案内場所に置かれている貴社のパンフレットも確認しましたが、貴社の改定規約はどこにも記載されていないままになっています。

当NPO法人がこの間同様の申し入れをした他社は、貴社のような対応はされていません。貴社において、この間関係者に誤解を更に生じさせた責任は重大であると考えます。

つきましては、貴社において、この間の誤解を払拭すべく、即刻改定規約の内容およびその遡及適用について、貴社のホームページ上に一覧性のあるわかりやすい記載をされるほか、この間の受講申込者を含めた受講生全員に対して、改定規約の内容およびその遡及適用について明記したうえでEメールもしくはメールアドレス不明者には書面を郵送される措置をとられることを強く求めます。

もし貴社において当NPO法人の申し入れに応じた誠実な対応をとられない場合は、遺憾ながら、当NPO法人として貴社に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を行わざるを得ませんので、その点も付言いたします。

あわせて、本再申入書に対して、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にて再度具体的かつ明確なご回答をいただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本再申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

以上